

仕 様 書

1 委託業務名 ふじみ野市公共施設太陽光発電導入可能調査業務委託

2 目 的

令和4年10月1日に「ふじみ野市ゼロカーボンシティ宣言」をし、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すことを表明した。また、令和5年3月に策定した「第2期ふじみ野市環境基本計画（後期行動計画）」に内包する「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」において、2030年度までに二酸化炭素排出量を2013年度比で50%削減することを目標として掲げている。目標達成に向けては、再生可能エネルギーの普及・促進が不可欠である。

本業務では、具体的にどのような施設、立地に太陽光発電設備の導入が可能か調査を行うものである。調査の結果を受けて、公共施設への太陽光発電設備の導入計画を策定し、積極的な導入に努め、ゼロカーボンシティ実現への取組を加速させていく。

また、本業務における成果は、地球温暖化対策実行計画（事務事業編）における太陽光発電設備の導入目標設定等に係る検討資料及び公共施設への太陽光発電設備等導入計画の策定に係る検討資料として活用しようとするものである。

3 履 行 場 所 別紙対象施設一覧のとおり

(対象施設数は増加する場合があります。)

4 履 行 期 間 契約締結から令和6年2月29日まで

5 業 務 内 容

(1) 太陽光発電設備導入のための基礎データの整理（設置可能性の検討）

市が保有する公共施設について、築年数、日射量、今後の技術開発等を勘案し、太陽光発電設備の導入が可能な施設を抽出する。なお、既に太陽光発電設備が設置されている施設への追加導入についても検討すること。

(2) 太陽光発電設備の簡易導入計画の策定

(1)で抽出した施設（設置可能な建築物及び土地）の全てについて、施設ごとの基礎データ（築年数、規模、用途）や地図データ、航空写真、消費電力等を参考に調査・分析を実施し、導入可能な設備容量、想定される二酸化

化炭素排出削減量、導入手法ごとの概算事業費（初期費用、年間費用、電気料金削減効果等）の検討を実施すること。

(3) 優先導入施設の抽出

(2) の調査結果を参考に、2030年までに電気使用量を50%以上削減するために優先して導入することが望ましい施設（30程度）の抽出を行うこと。

(4) 個別詳細調査の実施

(3) で抽出した、優先して導入することが望ましい施設（30程度）については、電力の需給状況、施設の他の用途との調整、設備のメンテナンススペース、建築物の今後の存続期間、構造体の耐震性能、荷重条件、日射条件、設置による災害リスク、周辺への影響等を勘案した、設備導入のために必要な情報や課題等について整理を行うこと。

(5) 導入計画案の作成

(4) の結果を踏まえ、今後導入を進める際の優先順位の考え方を整理し、2030年までに導入が可能と考えられる公共施設ごとに次の事項をまとめた導入計画を整理すること。

- 事業スキーム：導入方法（PPA、リース等）、資金調達方法（国の補助事業、J-クレジットの活用等）
- 想定発電量：発電量シミュレーション、設備稼働率の設定
- 想定二酸化炭素排出削減量
- 課題と対応方法：建築基準法等の法令遵守、施工方法、施設管理上の課題、反射光などの周辺への影響等の整理

6 成果品

成果品は、次のとおりとし、それぞれ紙媒体（A4版（A3版はZ折り））2部及び電子データ一式を格納した電磁記録媒体1部を提出すること。

(1) 業務報告書及び報告書概要版

(2) 中間報告書

業務の実施段階ごとに、業務の実施結果を報告すること。

(3) 業務に用いた統計資料及び参考資料

なお、本業務で得たすべての成果品は市に帰属するものとし、市の承諾を得ずに許可なく第三者に貸与及び公表してはならない。

また、著作権については十分配慮すること。

7 その他

- (1) 受注者は本業務の実施のため、対象となる太陽光発電設備について新技術によるものを選択肢に含めた提案を行うものとする。
- (2) 受注者は本業務の実施のため、発注者と十分な協議を行い業務が円滑に進捗するよう努めるものとする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項等で、業務実施にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて発注者と協議し決定するものとする。